

令和元年度 第2回

千歳市都市計画審議会議案

日 時 令和元年 10月 17 日（木）午後 4 時 00 分

場 所 千歳市総合福祉センター 402 号室

令和元年度第2回千歳市都市計画審議会日程

1 開 会

2 会 長 挨 捶

3 議 事

【諮問事項】

千歳恵庭圏都市計画の変更について

(1) 都市計画道路の変更(空港泉沢大通)(北海道決定) P 1

【報告事項】

(1) 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と
「区域区分」の見直しについて(北海道決定) P 7

(2) 「千歳市第3期都市計画マスターplan」の策定について P 11

【そ の 他】

4 閉 会

諮詢事項

千歳恵庭圏都市計画の変更について
(1) 都市計画道路の変更
(空港泉沢大通)(北海道決定)

千歳恵庭圏都市計画道路の変更（北海道決定）

1. 都市計画道路 3・2・54号を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経過地		構 造 形 式	車 線 の 数	幅 品	地表式の区間に おける鉄道等と の交差の構 造	
幹 線	3・2・54	空港泉沢 大通	苫小牧市 字美沢	千歳市 柏 陽 5 丁目	苫小牧市 字美沢	約8,640m	地表式 掘割式	4車線	30m	北海道縦貫自動 車道と立体交 差、幹線街路と 平面交差 4箇所	一般道道 泉沢新千 歳空港線
街 路	構造形式の内訳		苫小牧市 字美沢	苫小牧市 字美沢	苫小牧市 字美沢	約 360m	掘割式		m 48 ~ 53		
			苫小牧市 字美沢	千歳市 柏 陽 5 丁目	苫小牧市 字美沢	約8,280m	地表式		m 30 ~ 84	北海道縦貫自動 車道と立体交 差、幹線街路と 平面交差 4箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・2・54号空港泉沢大通について、当該区間南側沿線は、苫小牧市で定める市街化調整区域の地区計画により沿道土地利用を図る区域に位置づけられている。

地区計画区域の沿道土地利用が確実と見込まれていることから、都市計画道路の区域を縮小し、一部構造形式を変更する。

変更説明書

新		旧		変更内容
番号	路線名	番号	路線名	
3・2・54	空港泉沢 大通	3・2・54	空港泉沢 大通	一部区域の変更 (変更区間 L=390m) 一部構造形式の変更 (掘割式 地表式、変更区間 L=230m)

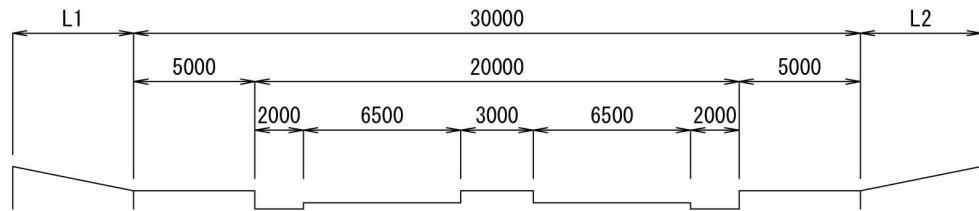
新旧対照表

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間に おける鉄道等と の交差の構造		
新	幹線街路	3・2・54	空港泉沢 大通	苫小牧市 字美沢	千歳市 柏陽 5丁目	苫小牧市 字美沢	約8,640m	地表式 掘割式	4車線	30m	北海道縦貫自動車道と立体交差、幹線街路と平面交差4箇所	一般道道 泉沢新千歳空港線
	構造形式の内訳		苫小牧市 字美沢	苫小牧市 字美沢	苫小牧市 字美沢	約 360m	掘割式		m 48~53			
			苫小牧市 字美沢	千歳市 柏陽 5丁目	苫小牧市 字美沢	約8,280m	地表式		m 30~84	北海道縦貫自動車道と立体交差、幹線街路と平面交差4箇所		
旧	幹線街路	3・2・54	空港泉沢 大通	苫小牧市 字美沢	千歳市 柏陽 5丁目	苫小牧市 字美沢	約8,640m	地表式 掘割式	4車線	30m	北海道縦貫自動車道と立体交差、幹線街路と平面交差4箇所	一般道道 泉沢新千歳空港線
	構造形式の内訳		苫小牧市 字美沢	苫小牧市 字美沢	苫小牧市 字美沢	約 590m	掘割式		m 48~53			
			苫小牧市 字美沢	千歳市 柏陽 5丁目	苫小牧市 字美沢	約8,050m	地表式		m 30~84	北海道縦貫自動車道と立体交差、幹線街路と平面交差4箇所		

定規図（北海道決定）

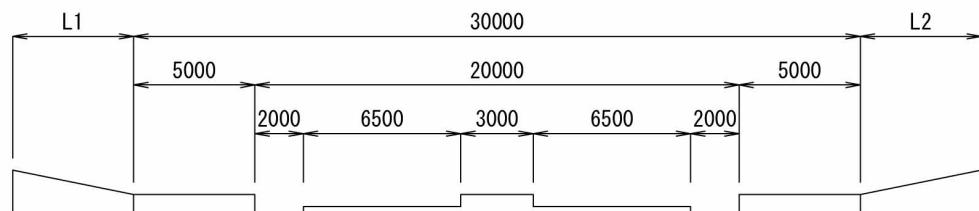
3・2・54 空港泉沢大通

代表幅員

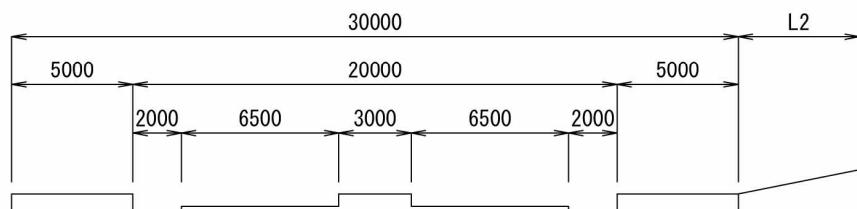


変更区間 L=390m

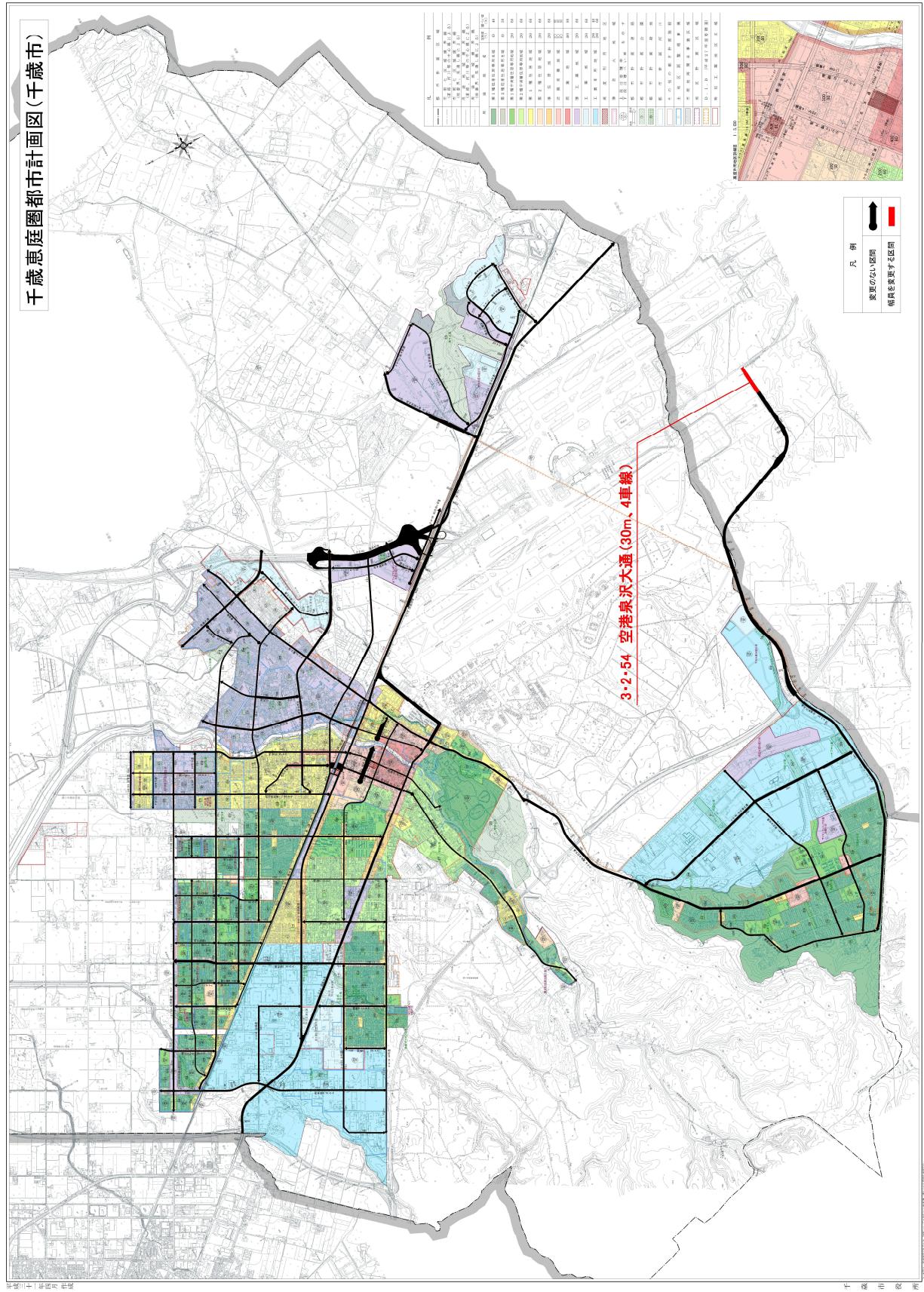
(旧)



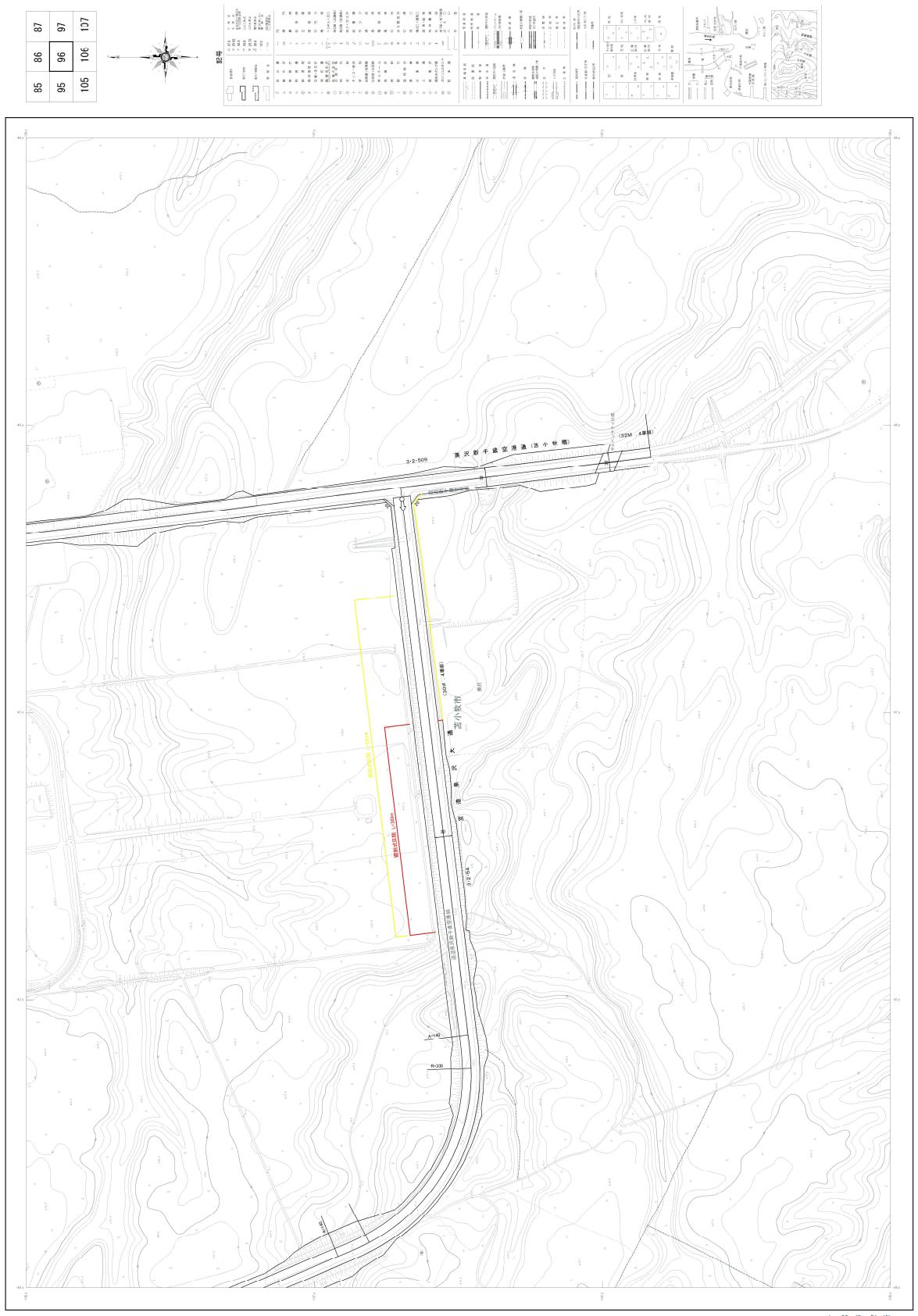
(新)



千歳恵庭圏都市計画図(千歳市)



千歳市都市計画道路図 XII-OC 58-3 (No.96)



XII-OC 58-3 (No.96)

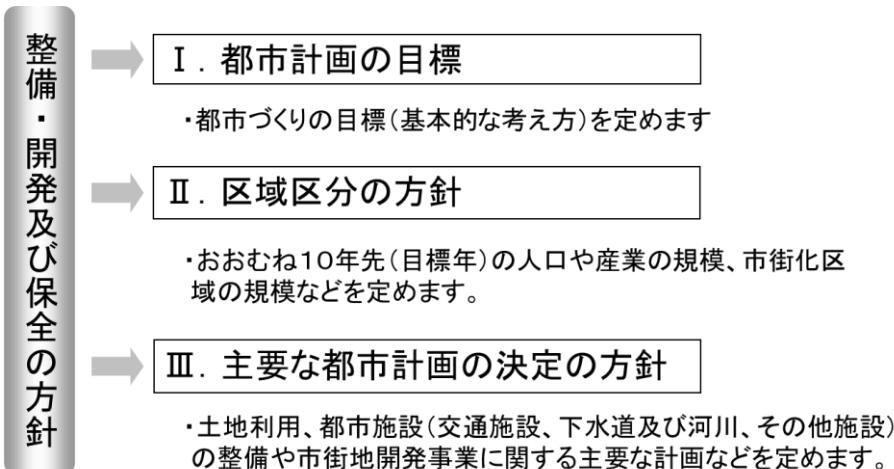
北海道千歳市

報告事項

(1) 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「区域区分」の見直しについて
(北海道決定)

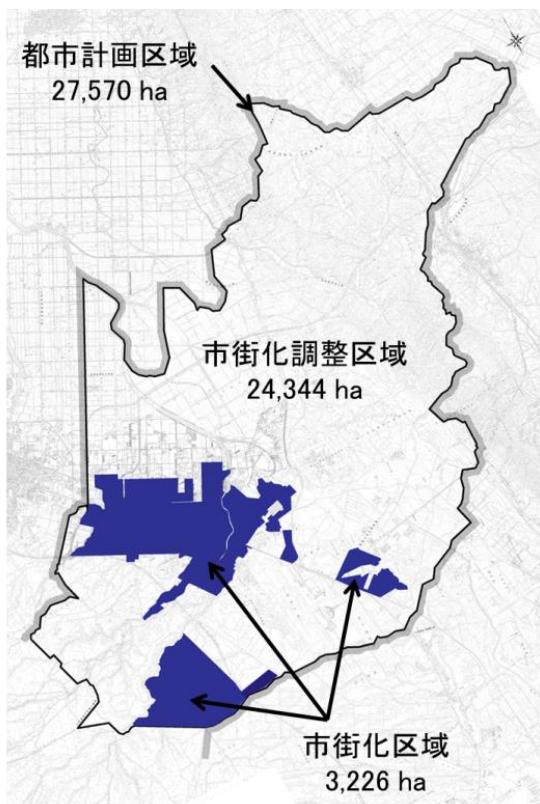
- ・「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、整開保）」は、都市計画法（第6条の2）に基づき北海道が定める都市計画であり、総合的な方針として次の事項を定めます。



- ・区域区分とは

「区域区分」とは、都市計画区域内において無秩序な市街化を防止し、健全で秩序ある発展を図るため、市街化を促進していく「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」に分ける制度です。



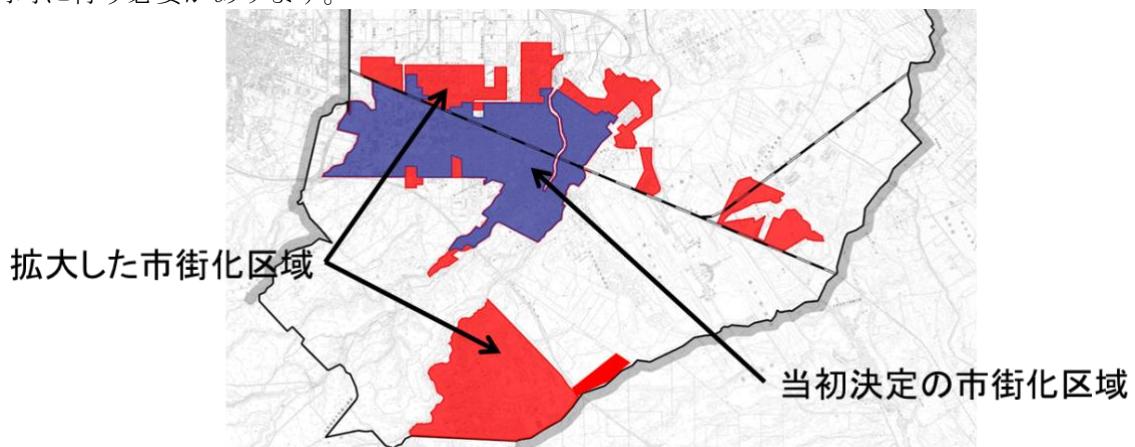
・「整備、開発及び保全の方針」と「区域区分」の見直しとは

なぜ「整・開・保の方針」の見直しを行うのか？

現状の計画は、令和2年を目標年として策定しており、今後の社会経済情勢の変化に対応するため、令和12年を目標年として見直しを行います。

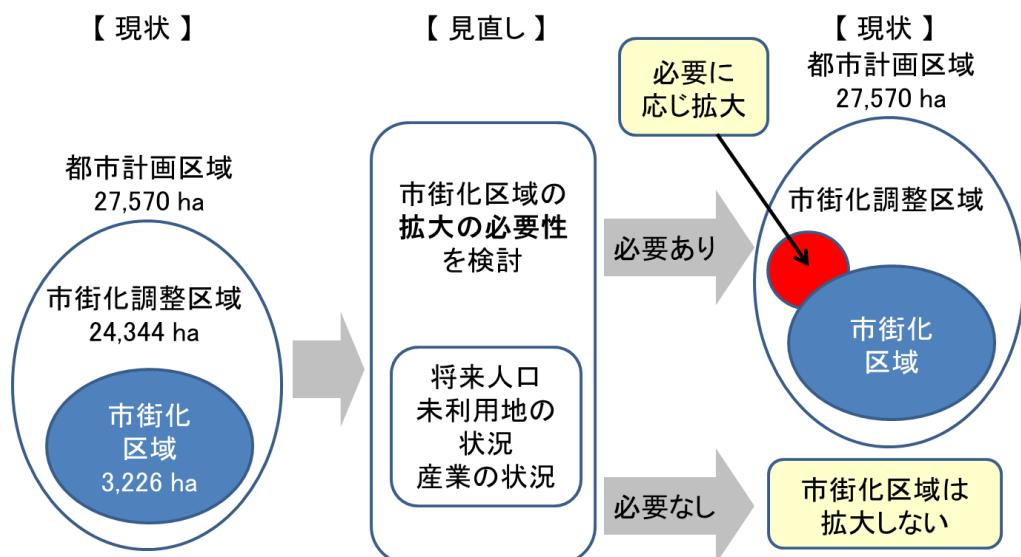
なぜ「区域区分」の見直しを行うのか？

「整・開・保」の見直しの中で、令和12年の人口や産業の見通し、それらが適切に収容できるおおむねの市街化区域の規模を想定することから、「区域区分」の見直しも、これと同時に実施する必要があります。



どのように見直しを行うのか？

千歳市では、都市計画法や北海道の見直しの考え方等を基本とし、都市の現況、人口・産業の見通し等を想定し、必要に応じて見直しを行います。



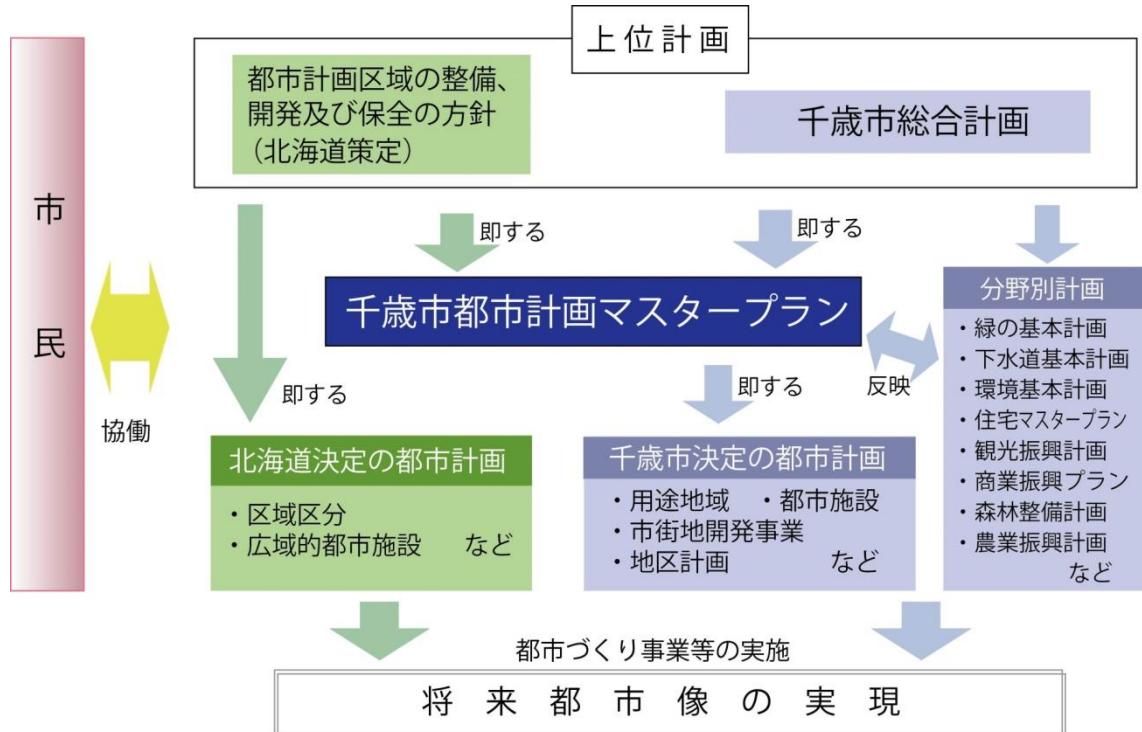
- ・今後の予定

●北海道下協議		～令和2年2月下旬
・関係機関協議		～6月下旬
・千歳市都市計画審議会・素案報告		7月上旬
・北海道へ案の申し出		7月中旬
・パブリックコメントの募集（北海道）		7月下旬
・北海道都市計画審議会（予備審査）		10月下旬
・案の縦覧		令和3年1月上旬
・千歳市都市計画審議会		1月中旬
・北海道都市計画審議会（本審査）		2月上旬
・決定・告示（北海道）		3月下旬

報告事項

(2) 「千歳市第3期都市計画マスターplan」
の策定について

・計画の位置づけと役割



・千歳市第3期都市計画マスター プラン策定の背景と目的

背景

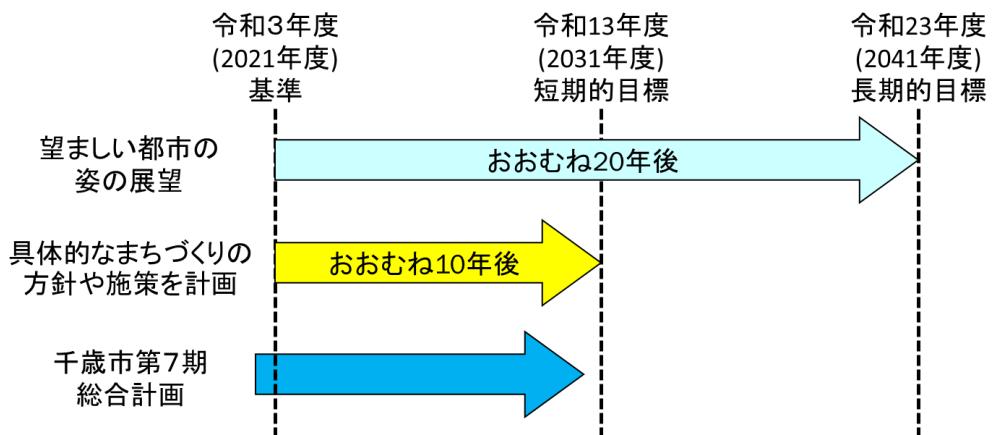
全国的な課題として、将来人口の減少や少子高齢化社会、空き家・空地の発生、建築物の老朽化の進展、土地利用の多様化、地方分権の進展、市民ニーズの多様化など、都市を取り巻く状況は大きく変化しています。

目的

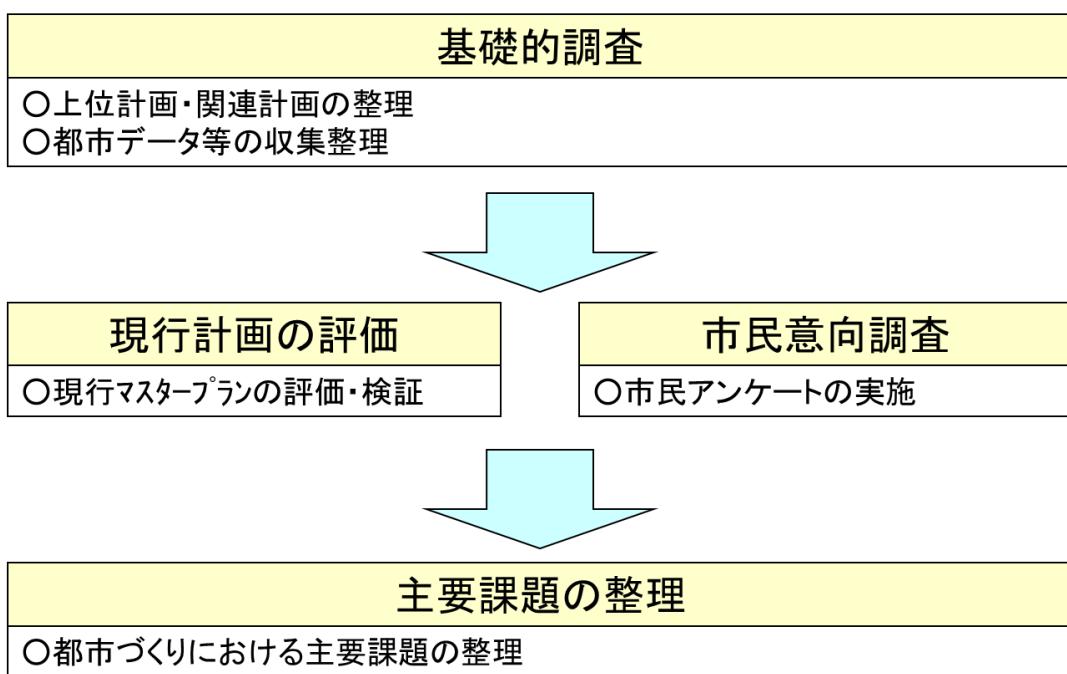
将来都市ビジョンを再構築し、課題に対応した土地利用方針や都市生活を支える諸施設の計画等を定めることを目的に、現在策定を進めている千歳市第7期総合計画と連携し令和元（2019）年度から令和3（2021）年度の3カ年で「千歳市第3期都市計画マスター プラン」の策定を行います。

- ・目標年次

長期的な取り組みによって都市づくりの目標を実現していく観点から、概ね20年後である令和23(2041)年を目標年とします。なお、用途地域や都市施設等の具体的な整備方針については、概ね10年後の令和13年(2031年)を目標年とします。



- ・策定の流れ・令和元年度



・策定の流れ・令和2・3年度

